

【助成対象となるサービス種別一覧】勤務地が横浜市内で、次に掲げるサービスを提供する事業者

①

②

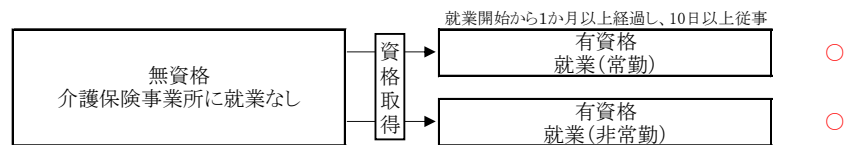
③

サービス種別 (介護予防サービスを含む)	対象
1 訪問介護（ホームヘルプ）	資格取得後から、訪問介護員として就業を開始した後（登録ヘルパー等にあつては実働を開始した後）、1か月以上経過し、10日以上従事している方（非常勤職員としての就業も対象）
2 第1号訪問事業（ホームヘルプ）	
3 夜間対応型訪問介護	
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
5 小規模多機能型居宅介護	資格取得後から、介護従業者として就業を開始した後、1か月以上経過し、10日以上従事している方（資格取得前から就業していた介護従業者も対象。非常勤職員としての就業も対象）
6 看護小規模多機能型居宅介護	
7 訪問入浴介護	資格取得後から、常勤の介護職員として就業を開始した後、1か月以上経過し、10日以上従事している方（資格取得前から就業していた介護職員も対象。非常勤職員としての就業は対象外）
8 通所介護（デイサービス）	
9 第1号通所事業（デイサービス）	
10 地域密着型通所介護（小規模なデイサービス）	
11 療養通所介護	
12 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）	
13 通所リハビリテーション（デイケア）	
14 短期入所生活介護（福祉施設のショートステイ）	
15 短期入所療養介護（医療施設等のショートステイ）	
16 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	
17 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）	
18 地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）	
19 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	
20 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）	
21 介護老人保健施設	
22 介護療養型医療施設	
23 介護医療院	

【助成対象早見表】

(1) 訪問介護事業所等(※1)の場合

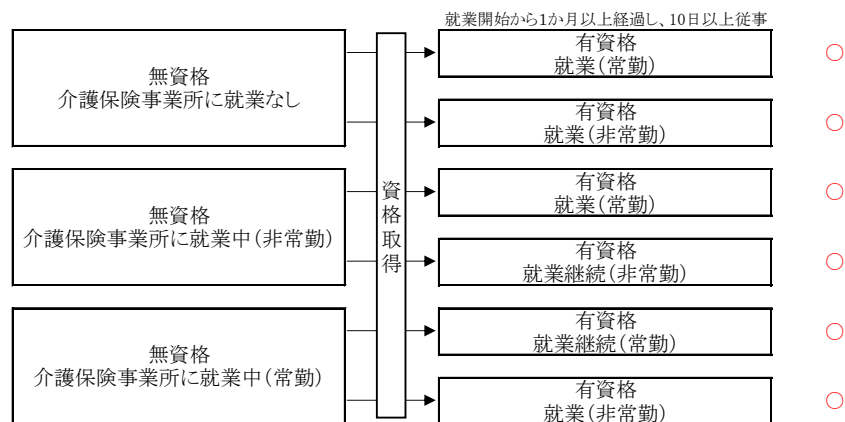
資格取得後から、訪問介護員として就業を開始（登録ヘルパー等にあつては実働を開始）し、就業開始から1か月以上経過し、10日以上従事している方（非常勤職員としての就業も対象）



※ 訪問介護員は必ず資格が必要なため、無資格で就業中ということはありません。

(2) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(※2)の場合

資格取得後から、介護従業者として就業を開始し、就業開始から1か月以上経過し、10日以上従事している方（資格取得前から就業していた介護従業者も対象。非常勤職員としての就業も対象）



(3) 上記以外の介護保険事業所(※3)の場合

資格取得後から、常勤の介護職員として就業を開始し、就業開始から1か月以上経過し、10日以上従事している方（資格取得前から就業していた介護職員も対象。非常勤職員としての就業は対象外。）

